

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年 7 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第5号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この<u>条例</u>において「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者以外のものをいう。 2 この<u>条例</u>において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。 （1）－（3） （略） 3 （略） 4 この<u>条例</u>において「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。 （1）－（3） （略） 5－7 （略） （介護補償） 第10条 （略） （1）（略） （2）<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） （3）（略） （審査） 第17条 （略） 2 <u>前項の規定による</u>申立てがあったとき	（定義） 第2条 この<u>条例</u>で「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者以外のものをいう。 2 この<u>条例</u>で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。 （1）－（3） （略） 3 （略） 4 この<u>条例</u>で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。 （1）－（3） （略） 5－7 （略） （介護補償） 第10条 （略） （1）（略） （2）<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） （3）（略） （審査） 第17条 （略） 2 <u>前項の</u>申立てがあったときは、審査会

は、審査会は、速やかに、これを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。 (報告、出頭等) 第18条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、<u>若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</u> (規則への委任) 第22条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	は、速やかに、これを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。 (報告、出頭等) 第18条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け<u>若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</u> (規則への委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。